

# 英国会社法改正 (The Company Act 2006)

## ロンドン・センター

2006年会社法 (The Companies Act 2006) は英国にとって総合的な会社法典である。同法により会社に関する法のほとんど全ての面に変更が加えられた。段階的に施行され、最後の規定が2009年10月1日に施行された。本レポートは同法施行に関する最新情報を解説する。

### 目次

2006年会社法：施行に関する最新情報	3
1. 各種の企業体	3
1.1 非公開有限責任会社 (Private Limited Companies)	3
1.1.1 概観 - 非公開会社対公開会社	3
1.1.2 会社の設立	5
1.1.3 基本規約	10
1.1.4 株式	12
1.1.5 株主	14
1.2 パートナーシップ	15
1.2.1 概観	15
1.2.2 成立	18
1.3 有限責任事業組合	19
1.3.1 概観	19
1.3.2 設立	20
1.3.3 構成員	21
1.3.4 パートナーシップ契約	23
1.3.5 届出要件	24
1.3.6 税金	24
2. 会社倒産	25
2.1 序	25
2.2 会社にとっての倒産法の重要性	25
2.3 Insolvency Test 倒産の判断基準	25
2.4 倒産手続きの概観	26
2.4.1 救済の仕組み	26
2.4.2 救済以外の手段	27
(1) 2.4.3 構成員任意清算手続きと債権者任意清算手続きのフローチャート	29
3. 企業統治	30
3.1 概観	30
3.2 鍵となる原則	30
● 株主の権利と公正な取扱い	30
● その他の利害関係者の利益	30
● 取締役会の役割と責任	30
● 誠実さと倫理的行動	30
● 開示と透明性	31
3.3 取締役	31

3.3.1	会社取締役の義務	31
3.3.1.1	権限内で行為する義務	31
3.3.1.2	会社の成功を促進する義務	32
3.3.1.3	独立した判断を下す義務	32
3.3.1.4	合理的な注意、能力、努力を行使する義務	32
3.3.1.5	利益相反回避義務	33
3.3.1.6	第三者から利益を受け取らない義務	33
3.3.1.7	会社との取引または取決めに関する利害関係を明示する義務	34
3.4	総務役	34
3.4.1	選任と退任	34
3.4.2	会社総務役の役割と責任	35
3.5	透明性と説明責任	36
3.6	リスク管理	36
3.6.1	取締役会	36
3.7	2010年贈収賄禁止法 (Bribery Act 2010)	38
3.7.1	贈収賄	38
3.7.2	主な規定	39
3.7.3	企業組織にとっての実際的な意味	40
3.7.4	企業統治に対するこれからの変更点	41
3.7.4.2	統合綱領	42
3.7.4.3	英国受託者監督責任綱領と積極的株式保有	43
4.	外国会社	44
4.1	英国事業所	44
4.1.1	英国における取引	44
4.1.2	登記	45
4.1.3	英国事業所の基本規約	45
4.1.4	情報届出の要件	46
4.2	会社の計算書類	46
4.2.1	本国法により書類作成と開示の必要がある会社	46
4.2.2	本国法によれば書類作成と開示の必要のない会社	47
4.3	外国会社に対する規制	47
4.3.1	概観	47
4.3.2	情報開示の要件	48
4.4	倒産、清算および閉鎖	49
4.4.1	倒産	49
3.4.2	閉鎖	49

## 付録

1.	非公開有限責任会社、公開有限責任会社、英国事業所の相違点	50
2.	最初の登記項目	53
3.	英国事業所に関する事項	54
4.	届出書とともに提出すべき書類	55

本報告書はジェトロがロッチマン・ランダウ法律事務所に委託して作成したものです。記載内容はジェトロの見解を表すものではありません。また、内容の正確性には十分留意しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本内容を元にビジネス活動を行う場合には、必ずご自身で事実のご確認をお願いいたします。本報告書記載内容を元に行った行動による如何なる損害につきましてもジェトロは一切責任を負えませんので、予めご了承ください。

## 2006 年会社法：施行に関する最新情報

2006 年会社法 (The Companies Act 2006 (c 46)) (以下、「2006 年法」という。) は英国会社法の第一次的な法源をなす連合王国議会の制定法である。

2006 年法は政府によって段階的に施行され、最後の規定が **2009 年 10 月 1 日** に施行された。2006 年法により 1985 年会社法は廃止された。

2006 年法は英国にとって総合的な会社法典であり、会社に関する法のほとんどすべての面に変更を加えた。

### 1. 各種の企業体

会社は事業運営のためのひとつの媒体である。その他の事業組織には個人事業、パートナーシップ (合名・合資会社) および有限責任事業組合がある。

会社として運営される事業は会社自体によって所有され運営される。会社は、法律上、会社を設立した個人や取締役、株主とは別の存在として認識される。

いくつかのタイプの会社があり、そこから選ぶことができるが、それぞれに利益不利益がある。非公開株式会社 (a private company limited by shares)、パートナーシップ、および有限責任事業組合 (Limited Liability partnerships) の要素についてそれぞれの構造の簡単な要約とそれが特定の事業に適切な理由を述べる。

個人事業や保証有限会社 (companies limited by guarantee) のようなその他の形態は、多くの事業組織にとって不適切であり、他の組織形態と比べてそれほど一般的ではないので、ここでは論じない。

#### 1.1 非公開有限責任会社 (Private Limited Companies)

##### 1.1.1 概観 - 非公開会社対公開会社

非公開会社と公開会社の主な違いは、非公開会社は、資金調達的手段として一般人に対して直接にあるいは売買を通じて会社の株式を引き受けるよう勧誘することが法的に許されていないという点である。

株式公募は会社にとって費用のかかることであり、したがって一般的に、公募を行うこと、

あるいは「証券取引所に上場すること」（‘floating on the stock exchange’）のほうが経済的であるレベルに達した会社のための手段である。

公開会社（A public company）は、登記時に相当額の設立時株式資本を保有していなければならない。現在のところ、会社は少なくとも 5 万ポンドの額面価額の株式を割当て済みでなければならない、そのうち少なくとも 4 分の 1 が払込み済みでなければならないというのが要件である。

他方、非公開会社（Private companies）は、私的手段たとえば友人や銀行からの借入によって資金を調達することが許されている。非公開会社が小規模な事業あるいは非公開の投資事業体にとって最も人気のあるタイプの会社であるのは、このためである。

非公開会社の構成員の責任は、株式または保証の範囲に限られることもあるし、無限責任であることもある。

非公開会社であれ公開会社であれ、事業の運営や所有の形態は大きく言えば同じである。しかし、以下の点で重要な違いがある。

- 非公開会社は、公開会社に義務として課される厳格な要件を避けるためにグループ企業において子会社として利用されることがしばしばある。
- 公開会社と異なり、非公開会社は、少額の設立時払込み済み株式資本（たとえば 2 ポンド）で登記することができる。
- 非公開会社は、設立証書（the certificate of incorporation）を受け取り次第、直ちに事業を始めることができる。一方、公開会社は、会社登記官（the Registrar of Companies）から取引証書（a trading certificate）を取得する必要がある。
- 非公開会社は、最低で 1 人の取締役がいればよい（取締役の人数については会社の定款によって最低人数の要件を増やすことができる）。ただし、最低 1 人の取締役は自然人でなければならない。公開会社については取締役の最低人数は 2 人である。
- 非公開会社は、年度末の会計書類の監査を受ける法律上の義務を負わずに済むことができる。

公開会社でない会社は、原則的に非公開会社となる。

### 1.1.2 会社の設立

イングランドおよびウェールズで会社を設立するための規則が 2006 年法によって定められている。新しい事業を会社として設立してもよいし、既存の事業を会社として設立してもよい。このことが行われるのは、一般に、会社法の要件順守のための負担増が、会社という形態の与える利益（たとえば有限責任）と相殺される段階に事業が到達した場合である。

2006 年法は 3 つのタイプの会社の設立を規定している。

- 株式会社 (company limited by shares)
- 保証有限会社 (company limited by guarantee)
- 無限責任会社 (unlimited company)

最も一般的な形態は株式会社である。

保証有限会社は実際にはかなりまれである。それらは通常、非営利活動のために設立され、株式資本はなく、構成員は株主ではない。構成員は、会社が清算される場合に弁済すべき会社債務の弁済にあらかじめ定められた金額を支出することを引き受けるのである。保証有限会社については、今回は論じないが、慈善基金を設立したい場合には、他の組織形態と同列の選択肢になりうる。

#### 1.1.2.1 書類

会社登記所 (Companies House) に必要な書類を届け出て、必要な手数料を支払うことにより会社は登記される。会社は、会社登記官 (the Registrar of Companies) (以下「登記官」という。) が設立証書 (the certificate of incorporation) を発行した時に存在するに至る。

会社の発起人は、自分たちの必要条件に合わせて特に誂えられた書類により新会社を登記することもできるし (特製会社 (a tailor-made company))、あるいはすでに設立されているがまだ活動していない会社を買い取ることもできる (既製会社 (a shelf company))。

行政書士 (Law stationers) や会社設立代理人 (company formation agents) は、定款に標準的な規定を備えた既製会社を登記し、買い手に売っており、買い手は定款を自分たちの必要に合わせて変えることができる。

会社を設立するためには、以下の書類を作成し、登記官に届け出なければならない。

- 定款 (The Articles of Association)
- 会社登記所書式 IN01

### 1.1.2.1 会社登記所の書式

会社を登記するためには、書式 IN01 (「登記申請書」( 'Application for Registration' )) を登記官に提出しなければならない。書式 IN01 を作成するためには以下の情報が必要である。

#### 1.1.2.1.1 社名 (案)

会社は、既存の会社が登記している社名で登記することはできない。したがって、登記申請者は、選択した社名が別の会社によってすでに登記されていないかどうかを確認するために、会社登記所の社名索引を調査する必要がある。

しかし、社名索引の別の会社の社名と同じ社名であっても、登記される会社が、その社名をすでに登記している会社と同じグループの 1 社である場合、またはそうなる予定である場合、その社名を登記することができる。登記を求める会社は、当該会社がすでに登記されている会社と同じグループ中の 1 社であるまたはそうなる予定である旨の同意書をすでに登記されている会社から取得しなければならない。

また、登記申請人は、申請社名が承認を必要とする微妙な語句または制限のある語句を含んでいるかどうか、および 2006 年法により社名に「limited」の語を使用しなくてよいという特例を申請するつもりがあるかどうかを書式 IN01 に記入しなければならない。

#### 1.1.2.1.2 会社のタイプ

登記申請人は、会社が公開会社か非公開会社か、株式会社か保証有限会社か、あるいは無限責任を負うのかを示さなければならない。

### 1.1.2.1.3 登記される事務所

登記申請人は、登記申請する会社の登記される事務所がイングランドおよびウェールズ、スコットランド、または北アイルランドのいずれにあるかを示し、会社の登記される事務所の予定住所を示さなければならない。

会社は、すべての連絡および通知のあて先となる登記される事務所を常に維持する必要がある。会社に関する文書の送達は、会社の登記された事務所に送付されれば有効である。

### 1.1.2.1.4 定款

書式 IN01 では、新会社は、モデル定款（この場合は何版か）をそのまま採用するまたは修正を加えるか、あるいは完全に新規作成した定款を採用するのかが示すことができる。（定款については後に述べる。）

会社は何らかの点でモデル定款を修正しようとする場合、または新規作成した定款を採用する場合、修正または（場合により）新規作成した定款の写しを登記申請に添付しなければならない。これについては後に述べる。

### 1.1.2.1.5 役員

#### 1.1.2.5.1 取締役 (Directors)

登記申請には会社の役員予定者を記載しなければならない。

会社には少なくとも 1 人の自然人（人間）たる取締役がいなければならない、すべての取締役は少なくとも 16 歳でなければならない。

書式 IN01 は、次のような必須記載事項を定めている。

- 旧姓を含めて、フルネームと肩書き
  - 誕生日
  - 居住国
  - 国籍
  - 職業（もしあれば）
- 
- 送達用住所および通常の居住地住所。取締役は、送達用住所および通常の居住地の住所が送達用の住所と異なる場合には、通常の居住地の住所を記載しなければならない。取締役は、会社登記所の公的登録簿に居住地の住所を開

示する必要はないが、しかし、取締役の通常の居住地の住所を会社登記所に届け出なければならない。これは、すべての会社は取締役の居住地の住所登録簿を備えていなければならないからである。取締役が居住地の住所を送達用住所に指定しない限り、取締役の居住地の住所が公的な登記簿に記載されることはない。取締役が自分の通常の居住地の住所を信用調査機関に開示しないという除外規定の適用を登記官に申請した場合、このことを書式 IN01 に記載しなければならない。

選任される予定の取締役はそれぞれ取締役の職務を果たすことに同意し、書式 IN01 の指定欄に署名しなければならない。

#### 1.1.2.5.2 総務役

非公開会社には会社総務役 (a company secretary) を置く要件はもはやないが、公開会社は少なくとも 1 人の総務役がいなければならない。

書式 IN01 は、以下の記載事項を定めている。

- フルネーム、肩書き、および旧姓
- 総務役の送達用住所。これは居住地の住所である必要はない。

取締役の場合と同様、総務役は、書式 IN01 の指定欄に署名してその職務を果たすことに同意しなければならない。

取締役や総務役が法人または企業である場合、その社名および登録された事務所または主たる事務所を記載しなければならない。

#### 1.1.2.1.6 欧州経済領域内の会社

欧州経済領域 (the European Economic Area (EEA)) 域内の会社は、会社が登記されている場所およびその登記番号を記載しなければならない。

EEA 域外にある会社は、当該会社または企業の法的形態、準拠法、および登記されている場所とその登記番号を記載しなければならない。



#### 1.1.2.1.7 資本金計算書 (Statement of capital)

株式資本を有する非公開有限責任会社は、設立時の株式保有について資本金計算書 (a statement of capital) を会社登記官に提出しなければならない。

設立時株式保有計算書 (the statement of initial shareholdings) は、設立の際に引受人によって引き受けられた合計の株式について一数量、種類、額面総額、ならびに引受人の株式それぞれについての払込み済み額または未払い額など一記載しなければならない。

資本金計算書は、会社の各種類株式、各種類株式の株数、各種類株式の額面総額、各株式について払い込まれたまたは未払いの金額を示す。また、資本金計算書は、会社の各種類株式に与えられた権利の内容、すなわち議決権、配当請求権、会社財産分配請求権 (会社の清算の場合を含む)、および償還請求権の内容を記載する。

#### 1.1.2.1.8 保証書 (Statement of guarantee)

会社が保証有限会社として登記される場合、会社は保証書 (a statement of guarantee) を提出しなければならない。これは各引受人から提出される書面で、引受人が構成員である間に、または構成員でなくなったときから1年以内に、会社が清算された場合、引受人は以下のために必要な金銭を (特定の限度額まで (1ポンドでもよい)) 会社の資産に拠出する旨の文書である。

- 構成員でなくなる前に契約された会社の借入金および債務の支払い
- 清算の費用、手数料、および経費の支払い
- 拠出者自身の間における権利調整

#### 1.1.2.1.9 法令順守申告書 (Statement of compliance)

登記に関する2006年法の要件の順守についての申告書 (a statement of compliance) を登記申請と共に会社登記官に提出しなければならない。法令順守の申告は書式 IN01 に定められている。

#### 1.1.2.1.10 電子的方法による設立

これらの文書を会社登記所に送付するにはハードコピーによっても電子的方法によってもよい。

#### 1.1.2.3 手数料

会社登記官が設立証書 (the certificate of incorporation) を発行したときに、会社は成立する。通常のサービスを利用して登記申請が行われた場合、これには通常 7 日かかる。その手数料は現在 20 ポンドである。24 時間以内に設立する迅速処理サービスも利用でき、その費用は現在 50.24 ポンドである。

設立の申請書類が電子的方法により提出された場合、手数料は現在、15 ポンドであり、即日処理サービスは 30 ポンドである。

#### 1.1.3 基本規約

会社の基本規約 (constitution) には定款 (articles of association) と 2006 年法に規定された決議または契約がある。1985 年会社法 (以下、「1985 年法」という。) では、会社の基本規約は基本定款 (the memorandum of association) と通常定款 (the articles of association) に分けられていた。2006 年法では、基本定款は、引受人の会社設立の意思を示すだけであり、単に経緯を示すという意義しかない非常に簡単な文書になった。

次に通常定款と 2006 年法から見た基本定款の意味について検討する。

##### 1.1.3.1 通常定款

登記される会社はすべて通常定款 (articles of association) を定めなければならない。

2006 年法が施行されるまでは、原則的な通常定款が 1985 年法の別表 A に記載されていた。

2006 年法以降、以下の会社それぞれについて、2006 年法に 3 つの異なるモデル定款が定められた。

- 非公開株式会社
- 非公開保証有限会社
- 公開会社

これらのタイプの会社それぞれに定められたモデル定款は、会社の登記された定款によって修正または排除されない範囲で、2006年法により設立され登記された会社に原則的に適用される。

会社は、モデル定款の一定の規定を修正してまたは無修正で自社の定款に取り入れることができる。その際、取り入れるモデル定款はそのタイプの会社用に定められたものでなくてもよい。

2006年法の中には、モデル定款を採用した会社が特に定款に組み込まない限り、その適用を受けることができない規定がある。たとえば、2006年法は定款で社名変更の代替的手段を定めることを認めているが、これはモデル定款では定められていない。

定款で通常処理される事項のいくつかを挙げれば、次の通りである。

- (a) 株式の発行方法
- (b) 株式の移転方法
- (c) 会社に対する通知または会社からの通知の送付方法
- (d) 個人的な利害関係のある事項についての取締役の議決権
- (e) 取締役が辞職しなければならない場合、または取締役を罷免できる場合
- (f) 取締役およびその他の役員がその過誤に対する第三者からの請求について会社から損失補償を受けることができる範囲
- (g) 取締役会会長の議決権（取締役会会長がいる場合）

### 1.1.3.2 基本定款

これまでは会社の目的は基本定款（the memorandum of association）に記載されてきた。

2006年法にもとづいて設立された会社の基本定款は、1985年法により登記された会社の基本定款とはまったく異なっている。2009年10月1日から、基本定款は単に、引受人が2006年法にもとづいて会社を設立する意思があり、その構成員となり、株式資本を持つ予定の会社の場合には、少なくともそれぞれ1株を取得することに同意した旨を

述べるにとどまる。

社名、会社の目的、会社のタイプ、有限責任か無限責任か、登記された事務所の場所のような、1985年法では基本定款に記載された事項はもはや基本定款の一部ではなく、通常定款で扱われるか、または社名の場合は、単に設立証書に記録されるだけである。基本定款は本質的には、登記の時点における会社の基本規約の一部の「スナップショット」(“snapshot”)である。それ以降においては、基本定款には重要性はない。

基本定款は所定の書式でなければならず、各引受人によって認証されなければならない。その意図は、基本定款を即時にそのようなものとして認識できるものにするということ、および基本定款には余分な情報を記載させないということである。

2006年法にしたがって設立された会社については、以前基本定款に定められていた種類の情報は通常定款に定められることになる。既存の会社はこの変更を反映させるために定款を修正する必要はないが、希望する場合にはそうすることができる。既存の会社については、1985年法により基本定款に定められた規定は、通常定款の一部をなすものとして扱われる。会社が定款中にそのような規定を望まない場合、それらの規定を通常定款から削除する必要がある。

1984年法により設立された会社も、通常定款を修正するかどうか、および通常定款の中に会社の目的に対する制限を含めるかどうか、また/あるいは疑問を避けるために一定の権限についての(必要ではないが)明示的な規定を維持するかどうかを検討する必要がある。

#### 1.1.4 株式

会社にはそれぞれ異なる権利を付与された様々な種類の株式があることがある。これらの権利には、株主総会での議決権、配当に利用できる十分な利益がある場合に配当を受け取る権利、および会社が清算された場合に会社財産の分配を求める権利などがある。

##### 株式資本

株式資本 (Share capital) は、会社の構成員による会社への投資金である。その金銭は会社の所有権の持分と交換に出資され、その株式に対して株券が発行される。

### 授権株式資本

授権株式資本または額面株式資本 (authorised or nominal share capital) とは、現在のまたは将来の投資家に分配可能な最大限の株式の価値である。それは会社が取得できる株式資本の合計である。

2006 年法以来、非公開会社はもはや授権株式資本を持つ必要はない。しかし、2009 年 10 月 1 日以前に設立された既存の会社は、基本定款の中に授権株式資本を規定することになり、そしてその規定は会社が割り当てることができる株式数に対する上限としての役割を果たすことになる。会社は、通常決議によって、または（特別決議により）このような制限を含まない新たな定款を採用することによって、この制限を修正または廃止することができる。2009 年 10 月 1 日以降に設立された会社について、会社が割り当てることができる株式数を制限したいと思った場合、株主は会社の定款に制限を規定することによりそうすることができる。

### 発行済株式資本

発行済株式資本 (Issued share capital) は合計の授権株式資本から発行された株式の数と価値である。たとえば、会社が 1,000 ポンドの授権株式資本を 1 株 1 ポンドの株式 1,000 株に分割し、2 人の引受人がそれぞれ 1 ポンドの株式 1 株だけを取得している場合、合計発行済株式資本は 2 ポンドである。したがって、この例では、発行済株式 1 株は会社の所有権の 50%を表している。残りの 998 株は発行されるまでは意味がない。それらの株は将来の拡大のためにあるにすぎない。

### 登録簿

株式が発行されるたびに、会社の登録簿 (register) に必要な記入を行うことが必要である。株主名簿は会社の株主の身元の証拠である。

### 株券

会社は株式が発行または移転されるたびに、移転または割当ての日から 2 ヶ月以内に新しい株券 (share certificates) を発行する必要がある。これらの株券は定款と 2006 年法の規定に従って作成されなければならない。

### 1.1.5 株主

会社の株主 (Shareholders) は「会社の構成員」(“members of the company”)とも呼ばれる。

会社の定款に従って、自然人または法人は会社の株主になることができる。株式発行の対価は現金でもよいし現金以外の対価でもよいが、割り引いてはならない。すなわち、株式は額面価額未満で発行することはできない。しかし、額面価額以上であるいはプレミアムつきで発行することは許されている。プレミアムは株式の額面価額を超過した部分の金額である。

#### 1.1.5.1 株主の役割

株主の権利に影響を与える恐れのある大きな決定は、2006年法により、通常の場合、会社取締役により招集される株主総会で株主によって承認される必要がある。

株主が行うことができるのは一定の行為に限られる。例えば、取締役の罷免、社名の変更、2年以上の雇用保障を取締役に与える取締役の役務提供契約の承認などである。一般的には、株主は取締役に対して、また取締役の会社運営方法に対してほとんど支配権を持たないが、株主の主な役割は、取締役が権限を逸脱しないように総会に出席して議題についてどのようなことでも議論することである。株主は会社の日常業務に関与する必要はない。

#### 1.1.5.2 株主の有限責任

有限責任とは、会社の事業がうまくいかなかったときでも、会社の株主は、会社が借入金を支払い、債務を弁済するのに責任を負う必要はないということを意味する。

株主が負う唯一の責任は、株式についての未払金を会社に支払うことである。株式の対価が全額支払われていれば、それ以上会社法により株主が支払うべき金銭はない。これは、会社の債務についての各株主の責任が株式に関する金額に限られることを意味している。したがって、リスクではあるが非常に収益性の高い大規模な事業が会社によって行われやすいのは、株主の責任が有限だからである。会社によって行われる事業が支払い不能に陥った場合、会社債権者が訴訟を提起することができる相手は、会社であり株主ではない。これは、もちろん、個人事業主やパートナーシップの場合は異なる。なぜならば、個人事業主やパートナーシップは事業の債務について個人的に責任を負っ

ているからである。

もちろん例外はある。特に株主が会社の債務を支払うという個人保証に署名した場合である。後に指摘するように、会社の取締役もまた会社の債務支払いに責任を負うよう求められることがあるが、しかし、それは取締役が詐欺的行為を行った場合、または会社法により不適切であると定義された方法で行動した場合に限られる。

### 1.1.6 税金

有限責任会社は利益と利得双方にかかる法人税 (corporation tax) を支払うだけである。所得税および資本利得税 (capital gains tax) の税率と法人税の税率は異なる。課税対象となる利益と利得も異なる方法で算出される。これらの税が査定され納付される時期も異なる。

一般的な結果として言えば、この2つの税の相違は、事業の利益が上がれば上がるほど、法人税のほうが所得税・資本利得税より税額は低くなる傾向があるという点にある。このような理由で、はじめ個人事業主だった人が、事業が大きくなるにつれて有限責任会社に移行するときがある。

## 1.2 パートナーシップ

次に従来パートナーシップ (合名会社・合資会社) と有限責任事業組合 (a limited liability partnership) の構造を見る。

### 1.2.1 概観

複数の人が小規模事業を共同して経営したいと思ったとき、法的形態としてパートナーシップを選ぶのはよい選択であることがかなり多い。パートナーシップの設立・運営方法だけでなく、企業統治や課税のあり方も、しばしばパートナーシップが最も魅力的な事業形態になる理由である。しかし、そうではない場合もある。

パートナーシップの事業主は利益、責任そして意思決定を分担することが多い。これはパートナーシップの利点の一つである。特にパートナーが異なるスキルを持ち、うまく一緒に働くことができる場合にはそうである。しかし、明らかなことであるが、これは問題を生じることもありうる。

パートナーシップは意思を持って設立されることもあるし、裁判所により推定されることもありうる。すなわち、一緒に働いている人は自分たちはパートナーシップであると認識することが可能であり、それゆえ実際には認識していなくてもパートナーシップの法の適用対象となるとされるのである。したがって、労働関係を注意して評価し、もしパートナーシップと評価される可能性があると思った場合には、パートナーシップ契約に定められる様々な条件に同意する意思があるかどうかを考えてみる必要がある。有限責任事業組合（a Limited Liability Partnership）を検討する組織もあるかもしれない。これは比較的新しい概念であり、パートナーシップの法律と有限責任会社に関する規則両方の側面を利用したものである。

次に、パートナーシップの長所と短所について述べる。

### パートナーシップの長所

- **柔軟性** - パートナーシップは一般的に設立・管理・運営が容易である。設立に関する法の観点からも、また事業の運営方法について発言権を持っているのはパートナーだけである（株主による介入がない）という理由からも、パートナーシップに対する規制は会社ほど厳格ではない。したがって、パートナーシップは、すべてのパートナーが合意できるならば、経営の点で柔軟性がある。
- **責任の分担** - パートナーは事業の運営責任を分担することができる。これによりパートナーはその能力を最大限に利用することができる。経営を分割し、各自の仕事について平等に分担するのではなく、スキルに応じて仕事を割り当てることができる。

### 短所

- **意思の不一致** - パートナーシップの最も明らかな短所のひとつは、パートナー間の意思の不一致の危険である。どのように事業を運営するか、誰が何をするか、またその事業にとって最善の利益とは何かなどについてパートナーが異なる考えを持つこともある。これは、事業だけでなく関係者の関係も害するおそれがある。したがって、パートナーはパートナー相互の関係を定め、紛争の際の手続きを規定したパートナーシップ契約を結ぶことが望ましい。
- **課税** - パートナーシップは税に関しては透過性を持つ（transparent）。これは、パートナーシップの活動は、団体としてのパートナーシップによってでは



なく、パートナー個人により行われたと扱われることを意味する。税法によれば、パートナーは個人事業主と同じように納税し、それぞれが事業年度ごとに申告書を提出しなければならない。パートナーはまた英国歳入・関税庁（HM Revenue & Customs）に自営業として登録する必要がある。この結果、パートナーは有限責任会社で支払うより高い税率を支払うことになる可能性がある。

- **責任** - パートナーシップが後に述べる有限責任事業組合として設立された場合を除き、パートナーシップは無限責任に服する。これは、パートナー各自が事業の責任と金銭的リスクを分担することを意味する。パートナーはパートナーシップの債務について連帯責任を負い、またパートナーの違法な作為または不作為から生じた損失または損害について連帯して責任を負う。

### パートナーシップ法

パートナーシップは 1890 年パートナーシップ法（the Partnership Act 1890）（以下、「パートナーシップ法」という。）によって定められる。

パートナーシップが存在するかどうかは事実問題であり、当事者は自らこれを決定することはまったくできない。通常、その関係は契約上の合意によって定められるが、パートナーシップの本質は、ビジネス上の関係だけではなく個人的な継続的關係であり、契約上の合意はその関係の指標に過ぎない。

パートナーシップ契約がない場合、裁判所はパートナーシップが存在するかどうかを決定しなければならないが、裁判所が見るのは、その取り決めの実体であり、当事者の陳述された意図ではない。パートナーシップは「利益を目的として」（“with a view to profit”）行われなければならないが、これは利益が実際に生み出されることを求めているわけではない。要点は意思である。しかし、慈善事業や非営利事業はパートナーシップになりえない。

有限責任事業組合と違って、英国法ではパートナーシップは別個の法人格を持たない。これは、パートナーシップは資産を所有したり、その上に担保を設定したりすることはできないということを意味する。しかし、現在の裁判所規則によれば、パートナーシップはそのパートナーシップの名で訴えまたは訴えられることができる。

### 1.2.2 成立

パートナーシップ法はパートナーシップの存在を決定する規則を定めている。実際の成立日を確定することは困難なこともあるが、それが重要であることもある。たとえば、税務上の地位やお互いを拘束するパートナーの権限を検討する場合などである。

#### 誰がパートナーになれるか

パートナーシップのパートナーは自然人でも法人でもよい。パートナーシップは法人格を持たないので、パートナーシップは別の組織のパートナーになることはできない。そうしたい場合には、パートナー全員が他の企業のパートナーになればよい。

### 1.2.3 書類

パートナーシップは本質的には、利益を目的として共同して事業を行う当事者間の一群の関係である。これらの関係はそれらの当事者間の契約によって規定される。その契約は明示の場合も黙示の場合も、書面による場合もよらない場合もある。このように言われているため、契約による合意はパートナーシップの本質ではない。なぜならば、パートナーシップはビジネス関係であるだけでなく継続的な個人的関係でもあるからである。

パートナーシップ法はかなりあいまいであり、パートナーシップ関係にある人の多くが認識していない側面がいくつかある。たとえば、パートナーシップ契約が存在しない場合、次のようになる。

- パートナーは事業の運営に対して実際に何かを行う必要はない。つまり、働きに来る必要はない。
- パートナーは、事業に投入した時間や努力の量にかかわらず、事業の利益を平等の割合で分け合う。
- 休日として定められた日数はない。
- パートナーは退職できない。1人のパートナーが脱退を決めたり死亡したりした場合、パートナーシップを解散し、資産を分割し、新しいパートナーシップ（または別の企業）を形成しなければならない。これは時間がかかり、複雑で、費用もかかる。
- パートナーを除名することはできない。

これらの理由で、パートナー全員がパートナーシップ契約またはパートナーシップ捺印証書を締結し、このような事項を定めておくことが望ましい。

### 1.3 有限責任事業組合

#### 1.3.1 概観

有限責任事業組合（以下、「LLP」という。）は、パートナーシップにある柔軟性と税制上の利点を保持しつつ、構成員に有限責任を確保したいという大手会計事務所からの要望に応じて英国で発達した。弁護士などの他の専門職業のパートナーシップも LLP に転換している。

LLP の重要な特徴は次の通りである。

- 構成員について有限責任である
- 別個の法的存在である
- パートナーシップとして課税される
- パートナーシップの組織上の柔軟性をもつ
- 構成員契約（LLP 契約）は、構成員間の内部的な私的文書である
- 会計上の要件および届出要件は会社とほぼ同じである

#### 別個の法的存在

LLP は、その構成員とは別の法人格を持った法人であると定義される。これは、LLP が契約を締結することができ、その契約にもとづき訴えられた場合には、個人と同様にその訴訟について責任を負うということを意味する。

LLP はパートナーシップではなく、パートナーシップの法は、特に法令に規定された場合をのぞき、LLP には適用されない。LLP は、構成員にとってはパートナーシップの柔軟性と有限責任の利点を兼ね備えた代替的な事業媒体である。

LLP はその事業の資産を所有し、自身の債務に責任を負う。構成員はその代理人の役割を果たし、LLP に出資した金額を上限として責任を負うだけである。

しかし、法律の規定によれば、LLP の構成員は LLP 清算時に LLP の資産に拠出しなければならないし、銀行のような LLP への資金の貸主が、しばしば会社の株主について行っ

ているように、構成員に個人保証を求めることもある。

構成員とは別個の法的存在として扱われているけれども、LLP は税に関してはパートナーシップとして扱われ、構成員はパートナーとして課税され、各人が LLP の所得または利得のそれぞれの持分に課された税に責任を負う。

会社とは違って、LLP は株式資本を持たず、資本維持要件に従う必要はない。しかし、会社と同様、LLP は法人であり、別の会社の株主になることができる。

### 1.3.2 設立

LLP を設立するためには、書式 LL IN01（有限責任事業組合設立申請書）を作成し、登記手数料（現在 20 ポンド、または即日登記の場合 50 ポンド）の小切手を添えて、登記官に提出しなければならない。

書式 LL IN01 は次の事項を定める。

- LLP の名称
- 登記される事務所の所在地。イングランドおよびウェールズ、スコットランド、または北アイルランド
- LLP の登記される事務所の住所
- 設立時における LLP 構成員予定者の詳細
- 

自然人である構成員については以下の事項を定める。

- 肩書き、氏名、過去 20 年間に於いて事業用に使用していた旧姓
- 居住国（通常の居住地の住所との関連で）
- 誕生日
- 指定構成員（a designated member）の職務を果たすことに同意するかどうか
- 送達用住所（これは公的な登録簿に記載される。通常の居住地の住所である必要はない—LLP の登記される事務所でもよい）
- 申請されている LLP の構成員としての役割を果たすことへの同意としての署名。通常の居住地の住所（これは公的な登録簿には記載されない）

- 通常の居住地の住所を信用調査機関に開示しないという除外規定の適用を認められているかどうか、またはその適用を登記官に申請中であるかどうか

法人構成員については以下の事項を定める。

- 法人/事務所の名称およびその登記された住所/主たる住所。これは公的な登録簿に記載され、物理的に存在する場所でなければならず、私書箱番号であってはならない。指定構成員の職務を果たすことに同意するかどうか。
- 欧州経済領域内の会社については、会社/事務所が登記された関係国の詳細および登記番号
- 欧州経済領域外の会社については、法人/事務所の法的形態、準拠法、それが登記された国の詳細および登記番号（場合による）、および申請されている LLP の構成員としての職務を果たすことに同意する署名

すべての構成員の同意を確認するために、全員が書式 LL IN01 に日付を記載して署名しなければならない。

LLP は非営利活動のために設立することはできないが、いったん設立されれば、非営利組織に変わることは許されている。

#### LLP の登記

法令が順守されていることが確認されると、登記官は提出された書類を登記し、設立証書 (a certificate of incorporation) を発行する。これは、法的要件が守られ、LLP が設立文書に示された名称で設立されたという決定的な証拠である。

その LLP の名称は社名索引に記入され、その LLP に番号が与えられる。その後、設立の公告が官報 (the London Gazette) に公示される。

### 1.3.3 構成員

次の者が LLP の構成員になる。

- 設立文書に署名した者
- その後、既存の構成員との契約により構成員になった者

LLP の構成員は自然人でも法人でもよいが、破産者または 1986 年会社取締役資格剥奪法 (the Company Directors Disqualification Act 1986) により LLP の構成員または会社取締役になる資格を失った者であってはならない。

### 構成員の数

構成員の人数に上限はない。LLP の構成員が 2 人未満に陥った場合、LLP を清算するための申請を行うか、あるいは、もしその LLP がもはや営業していないならば、登記官はその LLP を削除するべきかどうかを検討することができる。これらのいずれかが行われるまでは、LLP は引き続き取引を行うことができるが、6 ヶ月以上取引を行っている場合には、有限責任の地位を失い、唯一の構成員はその 6 ヶ月の期間以降に発生した債務について LLP と共に連帯して責任を負う。

### 構成員のタイプ

LLP の構成員には 2 種類ある。

1. 通常構成員
2. 指定構成員 (Designated members)

### 指定構成員

設立時にまたは LLP 契約により指定構成員を選任することができる。指定構成員は LLP の中で特定の責任と職務を有する。

指定構成員がいない場合または構成員が 1 人だけになった場合、すべての構成員が指定構成員とみなされる。構成員が特定の個人を指定構成員に割り当てなかった場合、全員が指定構成員であるとみなされ、その間に相違はない。指定構成員が構成員でなくなった場合、当然、指定構成員でもなくなる。

指定構成員にはさまざまな管理義務があり、その違反に対しては罰則がある。これらの

義務は、通常、会社の取締役や総務役によって果たされる義務と同様であり、以下の事項を含む。

- 監査人の選任（適切な場合）
- 計算書類への署名および会社登記所への提出
- 会社登記所への年次届出書（annual return）の作成、署名、提出
- LLP のメンバー構成、名称または登記された事務所の住所の変更に関する会社登記所への届出
- LLP が清算され解散される場合、LLP を代理すること

#### 新構成員の加入

新構成員の加入には LLP の全構成員の同意が必要である。これは原則規定であり、構成員は LLP 契約で別の加入基準を合意することができる。

#### 構成員資格の喪失

以下の場合には LLP の構成員ではなくなる。

- 死亡
- 法人構成員の場合、当該法人の解散
- LLP の他の構成員との合意
- LLP 契約所定の他の構成員への合理的な通知（そのような規定がある場合）

明示的な合意により構成員に除名権が与えられていない限り、構成員をその意思に反して LLP から除名することはできない。

通常、きちんとした LLP 契約書には、LLP の構成員資格が終了する場合について詳細な規定が記載されている。契約書には、脱退する構成員の金銭的な権利を処理するための手順、秘密保持義務、および LLP の事業を保護するために LLP が脱退構成員に課すその他の行為制限の特約が規定される。さらに、LLP 契約で、構成員が 2 人未満になった場合に LLP が解散されるのを防止しておくべきである。

#### 1.3.4 パートナーシップ契約

通常のパートナーシップの場合と同様に、LLP の構成員は、自らの関係を定める正式な

パートナーシップ契約を結ぶ法的な義務はなく、契約を会社登記所に届け出る必要もない。しかし、契約があれば、それにより LLP の権限と規則が定められ、LLP の構成員の行為が規制されることになる。

### 1.3.5 届出要件

LLP は、会社の場合と同様の情報を提供する必要がある。LLP が届け出なければならぬ書類の一例としては、以下のものがある。

- 年次届出書 (an annual return)
- 年次計算書類 (annual accounts)
- 指定構成員および通常構成員の氏名・名称、居住地住所の変更、または構成員の地位、その他の事項の変更など、LLP 構成員についての変更届
- 登記された事務所の住所の変更届
- LLP により設定された譲渡抵当または担保権の内容

### 1.3.6 税金

LLP は、組織面と税制面で法人とパートナーシップそれぞれの有利な特性を持っている。LLP が与える利益は、前述のように会計事務所や法律事務所などの事業には魅力的である。

LLP は通常、法人とみなされ、これによりその構成員の責任は LLP の資産に限定される。英国の法人は税については不透過である (opaque) (すなわち、法人は株主とは別に課税される) けれども、LLP は、限られた場合を除いて、税については透過的である (tax transparent)。

LLP が「営利目的」(“a view to profit”) をもって「商業、専門職、またはその他の事業」(“trade profession or other business”) を行う場合、LLP の活動はすべて、パートナーシップとして構成員によって行われると一般的にみなされ、別個の存在としての LLP によって行われるとはみなされない。

LLP の行為および財産は LLP の構成員に帰属し、構成員は LLP の所得または利得に対するそれぞれの持分について一般のパートナーシップの構成員と同様に課税される。したがって、LLP の個人構成員は、その所得や利益に対する所得税を納め、法人構成員は法人税を納めなければならない。



## 2. 会社倒産

### 2.1. 序

会社倒産法の基本的目的は、競合する債権者の利益を保護し調和させ、責任のある取締役を処分し、会社の救済と更生を促進することである。近年、経営困難に陥った会社に対する対応に変化があり、その企業を閉鎖し資産を売却するよりむしろ救済または組織再編すれば、債権者のための回収もよくなるという意識が高まっている。

政府も英国に起業家的文化を育てようとしており、そこで経営困難に陥った会社を、必要な場合には個々の債権者の訴訟から保護しつつ治療して健全な状態に戻すことができるようにした。最近の最も重大な政府の改革は、2002年企業法（the Enterprise Act 2002）（以下、「企業法」という。）に定められている。

### 2.2 会社にとっての倒産法の重要性

会社にとってその支払い能力を点検しておくことが重要である。

会社が支払い不能になった場合、取締役は一定の義務を負い、会社法の手続きに従う必要がある。たとえば、取締役は法定の支払い能力宣言（a statutory declaration of solvency）を行い、会社は現在およびこの先12ヶ月間支払い能力があると陳述する必要があることがある。

また、会社の支払い能力があるかどうかにより、任意清算がその構成員により進められるか、あるいは債権者によって進められるかが決まる。

### 2.3 Insolvency Test 倒産の判断基準

会社が倒産とみなされるかどうかは、1986年倒産法（the Insolvency Act 1986）（以下、「倒産法」という。）の基準により決定される。倒産法は「倒産」（“insolvency”）それ自体を定義せず、むしろ「債務支払不能」（“unable to pay its debts”）という文言の中でその概念を具体的に示している。

倒産法によれば、会社は次の場合に債務支払不能とされる。

- 750ポンドを超える債務について法定の請求に応じることができない場合
- 裁判で確定した債務の執行を満足させることができない場合

- 条件付債務および予想される債務を考慮に入れると、会社資産の価値がその債務額より少ないという証明がある場合

## 2.4 倒産手続きの概観

経営困難に直面している会社に関して利用できる救済の仕組みには主に4つの形態がある。

- (1) 会社管理 (Administration)
- (2) 会社管理レシーバーシップ (Administrative receivership)
- (3) 会社任意整理 (Company voluntary arrangements (CVAs))
- (4) 整理計画 (Schemes of arrangement)

これらの救済の仕組みは企業法により重要な変更を受けた。

これらの救済の仕組みのいずれもが適切ではない場合は、会社を清算することが必要になる恐れがある。

### 2.4.1 救済の仕組み

#### 2.4.1.1 会社管理

これは1986年法にもとづく手続きであり、その手続きでは、会社は、法にもとづく支払猶予の保護の下で救済または再編され、あるいは資産が換金される。会社は管理下におかれ、会社管理人 (an administrator) が選任される。

企業法以前では、会社管理は裁判所命令を取得することによってのみ開始できた。企業法は、会社、取締役、または適格浮動担保権者 (holders of qualifying floating charges) のために会社管理への裁判外の別ルートを導入した。その結果、会社管理は経営困難に陥った会社にとって、より安価で柔軟な選択肢になっている。

#### 2.4.1.2. 会社管理レシーバーシップ

これは、厳密な意味では倒産手続きではなく、むしろ担保権を有する債権者が担保が設定されている会社の資産の換金の準備をするための救済手段である。

- a. 企業法は、2, 3の限られた場合を除き、会社レシーバーシップを事実上廃止した。浮動担保 (a floating charge) が2003年9月15日以降に設定され、かつ企業法に定められた例外のいずれも適用されない場合には、会社管理レシーバーシップはもはや担保権実行の救済手段としては利用できない。その代わりに、適格浮動担保権者は、企業法によって導入された新しい裁判外のルートを利用して、会社管理人を選任することにより会

社を会社管理に置くことができる。

- b. 企業法は 2003 年 9 月 15 日より前に設定された浮動担保には適用されない。その場合、このような浮動担保権者は依然として担保権を実行するために会社管理レシーバーを選任することができる。また、2002 年法の例外が適用される場合も、依然として会社管理レシーバーを選任することができる。

#### 2.4.1.3 会社任意整理

これは、会社とその債権者が合意に達し、その合意を 1986 年法第 1 部により倒産処理士 (an insolvency practitioner) が実施、監督する場合である。これは他のタイプの倒産手続きを回避するため、またはそれを補充するために利用される。支払猶予により会社に債権者と再建案を合意する余裕が生じた場合に、会社管理と共に利用されることもある。

#### 2.4.1.4 整理計画

これは、2006 年法第 26 部により債権者（またはなんらかの種類の債権者）あるいは構成員（または何らかの種類の構成員）との間で債務免除 (a compromise) または債務整理 (arrangement) がなされた場合である。これは、それぞれの種類の債権者/構成員の適切な多数が同意すると拘束力を生じる。倒産法第 1 部による会社任意整理と異なり、整理計画は裁判所による承認を受けなければならない。債権者/構成員の適切な多数と裁判所による承認を受けると、整理計画は通知されたかどうかにかかわらずすべての構成員と債権者を拘束する。

この仕組みも、支払猶予により会社に債権者と再建案を合意する余裕が生じた場合に、会社管理と共に利用されることもある。

#### 2.4.2 救済以外の手段

各種の救済の仕組みに代わる手段は、会社を清算することである。この場合、清算人 (a liquidator) が選任され、会社財産の回収と分配を行い、会社を解散する。会社は、最終的な清算命令が与えられる前に、仮清算 (provisional liquidation) されることもある。

清算 (liquidation) には 2 種類ある。

- **強制清算** 裁判所の命令による清算。これは、しばしば会社が債務を支払うことができないことを理由に、債権者による申立てにより開始される。

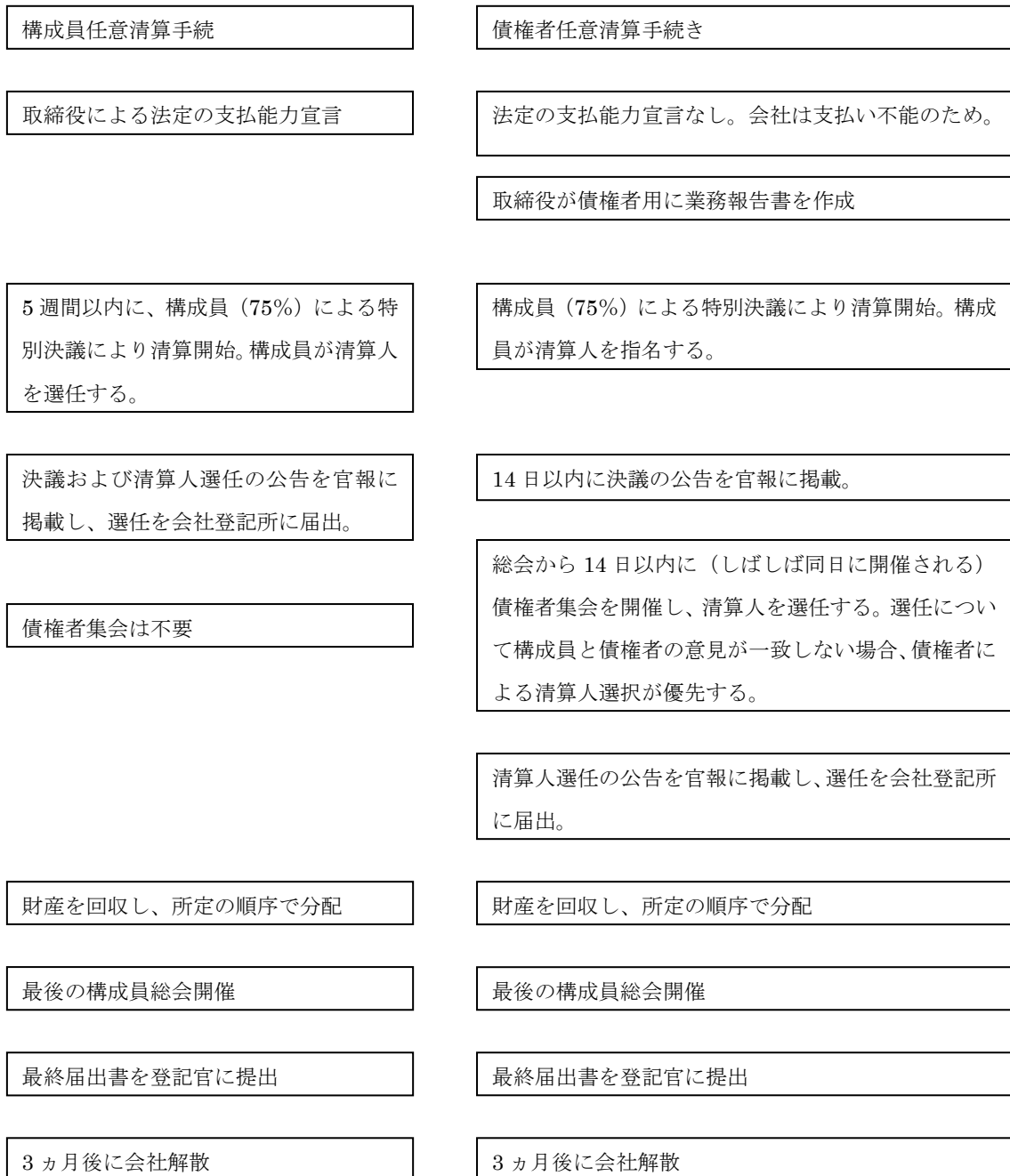
- **任意清算** 会社の決議による清算。

任意清算 (voluntary liquidation) には2つの形態がある。

- **構成員任意清算 (Members' voluntary liquidation)** 取締役が法定の支払い能力宣言を自発的に行う場合である。構成員任意清算は構成員が特別決議を可決することによって開始される。
- **債権者任意清算 (Creditors' voluntary liquidation)** 取締役が法定の支払い能力宣言を自発的に行わない場合である。債権者任意清算は構成員が特別決議 (a special resolution) を可決することによって開始される。2007年10月1日以前には、非常決議 (an extraordinary resolution) が必要であった。

この場合、清算人の選任に対する同意権など、債権者は手続きにより大きく関与する。

## 2.4.3 構成員任意清算手続きと債権者任意清算手続きのフローチャート



### 3. 企業統治

以上、利用できる様々なタイプの事業体とそれぞれの組織構造を考察してきたが、次に会社の運営サイドと、会社を経営しスムーズな事業運営を確保するために使用できる仕組みについて論じる。

#### 3.1 概観

企業統治 (Corporate governance) とは、会社を監督し、管理し、コントロールする方法に影響を与える一群の手続き、慣習、方針、法律および制度を示すために使われる用語である。企業統治には、また多くの利害関係者間の関係や企業統治の目的も含まれる。主な利害関係者は株主、取締役、従業員、顧客、債権者、納入業者である。

優れた企業統治の原則の鍵になる要素には、正直、信用と誠実、公開性、実績、志向、責任と説明責任、相互の尊重、組織への献身などが含まれる。

重要なのは、取締役や経営陣が、会社関係者のもつ諸価値を調整する統治モデルを開発し、その有効性を保つためにこのモデルを定期的に評価する方法である。

#### 3.2 鍵となる原則

一般的に承認されている企業統治の原則は以下の事項を含んでいる。

- **株主の権利と公正な取扱い:** 企業は株主の権利を尊重し、株主がその権利を行使する手助けをするべきである。企業は、わかりやすく近づきやすい情報を効果的に伝えることによって、また株主に総会に参加するよう奨励することによって株主の権利行使を手助けすることができる。
- **その他の利害関係者の利益:** 企業は、すべての正当な利害関係者に対して法的義務やその他の義務を負っていることを認識すべきである。
- **取締役会の役割と責任:** 取締役会には多様なビジネス問題を処理し、経営成績を審査しそれに異議を申し立てることができるスキルと理解力が必要である。取締役会は、その責任と職務を遂行するのに十分な規模を持ち、適切なレベルの関与を保つ必要がある。執行権限のある取締役とない取締役をどの程度混合するのが適切であるかについては問題がある。
- **誠実さと倫理的行動:** 倫理的で責任のある意思決定は広報活動にとって重要であるだけでなく、リスク管理と訴訟の回避においても必要な要素である。企業は、取締役および執行役のために、倫理的で責任のある意思決定を奨励する倫理綱領 (a

code of conduct) を作成すべきである。しかし、重要なのは、会社が個人の誠実さと倫理に依存することは結果的には失敗する運命にあることを理解することである。

- **開示と透明性:** 企業は、取締役会と経営陣には株主に一定レベルの説明を行う役割と責任があることを明確にし、これを公にするべきである。また、会社の財務報告の完全性を独立に証明し保護するための手続きを実施すべきである。企業に関する重大事項の開示は、すべての投資家が明確な事実情報を取得できるようにタイムリーでバランスの取れたものでなければならない。

企業統治の原則に関する問題には、以下のものがある。

- 内部統制 (internal controls) と社内監査人 (internal auditors)
- 社外監査人 (external auditors) の独立性とその監査の質
- リスクの監視と管理
- 財務諸表の作成の監督
- 最高経営責任者 (the chief executive officer) およびその他の上級役員報酬の審査
- 職務を行う際に取締役に利用できる資源
- 取締役会に加わる地位への指名方法
- 配当方針

### 3.3 取締役

取締役 (Directors) は、会社に代わって過半数による経営決定を行う権限を有する。そのような役割を担っているため、会社の利益が守られるようにするために、取締役に様々な義務が課されても当然である。

#### 3.3.1 会社取締役の義務

以下に 2006 年法に定められた 7 つの一般的な義務を要約する。

##### 3.3.1.1 権限内で行為する義務

これは、取締役は、与えられた権限を条件に従って適切な目的のために行使しなければならないというコモンロー上の規則を法典化したものである。取締役の権限の根拠は通常、会社の基本規約にある。

### 3.3.1.2 会社の成功を促進する義務

2006年法は、会社の成功を最も促進する可能性が高いと取締役が誠実に判断した方法で行為する義務を課している。この義務は構成員全体が負っているけれども、この義務を果たすときには、取締役は、網羅的でなくとも次のような要素を含むリストを考慮する必要がある。すなわち、その決定の長期的な結果と従業員の利益、納入業者や顧客との関係、その決定の社会や環境への影響、高い水準の事業活動に対する評価を維持することの望ましさ、および会社の構成員間で公正に行う必要性、などである。

この義務は、より広い企業の社会的責任を取締役の意思決定過程の中に取り入れるものである。

### 3.3.1.3 独立した判断を下す義務

2006年法は会社の取締役に独立した判断を下す積極的な義務を課している。この条文には2つの要素があると考えられる。

- a) 取締役はまず判断を下さなければならない。
- b) 取締役はその判断を独立して行わなければならない。

直ちにわかるように、この規則はいわゆる「休眠取締役」(‘sleeping directors’)、すなわち経営に積極的な役割を果たさず、他の人に判断を任せている取締役に影響を与えるように思われる。これを敷衍すると、これは「影の取締役」(‘shadow directors’) (影の取締役とは他の取締役に行動を指示し、他の取締役がその指示に従うような取締役である。)にも影響すると思われる。

取締役が独立した判断を下す必要があるならば、その場合にはおそらく影の取締役が存在する余地はなくなるであろう。ただし、ある問題について別の人の判断に従うべきかどうかを決定する際に自分の判断を行うならば、取締役はこの義務に違反したことはない。

さらに、取締役が、会社によってしかるべく締結された契約にしたがって行為した場合もこの義務に反したことはない。

### 3.3.1.4 合理的な注意、能力、努力を行使する義務

この義務は、コモンロー上の注意義務の規則を法典化したものである。The degree



of expected from a director;取締役に期待される「注意、技能および努力」(‘care, skill and diligence’)の程度は、以下のような一般的な知識、能力および経験をもった合理的に勤勉な人によって行使される注意、能力、努力である。

- (a) 会社に関して取締役の職務を行う人に合理的に期待してよい一般的な知識、能力および経験
- (b) 当該取締役が有する一般的な知識、能力および経験

### 3.3.1.5. 利益相反回避義務

この義務は取締役と第三者との間の取引に適用される。この義務は取締役と取締役の会社との間の取引には及ばない。それに関しては、取締役に自分の利害関係を他の取締役に明示するよう求める別の規則が適用される。

2006年法は、取締役の利益が会社の利益と相反する場合でも、取締役が第三者と取引を行うことを以前より容易にしている。以前は、取締役が第三者と取引を行うことを可能にするには株主の承認が必要とされた。今では、このような取引は、取締役会で利益相反のない取締役による承認で可能である。ただし、その承認に参加し議決することができる人に関する要件など、一定の要件を守らなければならない。

しかし、この義務は、複数の取締役の地位を保有する人に影響を与え、ひとりの取締役が複数の執行権のない取締役の地位に就任することを妨げることになるのではないかと懸念されている。その実際的な影響はまだわからない。

### 3.3.1.6 第三者から利益を受け取らない義務

これは、「利益謝絶」義務(‘non profit’)として知られている既存の義務を再述したものである。取締役は、(a)自分が取締役である、または(b)取締役として何かを行うまたは行わない、という理由で第三者から利益を受け取ることは許されない。

利益には金銭的な利益も非金銭的な利益も一たとえば、執行権のない取締役の地位などどちらも含まれる。しかし、その利益を受け取っても、合理的に見て利益相反を生じないとみなされる場合には、取締役はこの義務に違反したことにはならない。

### 3.3.1.7 会社との取引または取決めに關する利害關係を明示する義務

この義務は、取締役と会社との間の取引が提案された場合、取締役に対して自己の利害關係を会社の取締役会に開示し、その利害關係の性質と範圍を他の取締役に明示することを求めるものである。開示対象には取締役の關係者、たとえば配偶者や子供も含まれる。

その利害が合理的に見て利益相反を生じないとみなされる場合、またはその利害について他の取締役がすでに知っている場合もしくは「合理的に見て知るべきである」(‘ought reasonably to be aware’) 場合には、開示の必要はない。

長期的には、これらの変更は会社に多くの利益をもたらすと思われる。しかし、短期的には一部の領域で一たとえば会社の成功を促進する義務に関して一おそらく混乱と疑念を引き起こすだろうと論じる識者もいる。不満を持つ株主が（特に敵対的な買収において）「株主代表訴訟」(‘derivative actions’) の制定法上の新しい権利で武装して、取締役に対してテストケースとして訴訟を提起する可能性もあるので、これにより結果として取締役に対して提起される訴訟が多くなっても当然であると言われている。

## 3.4 総務役

2008年4月6日以来、非公開会社は会社総務役 (a company secretary) を選任する必要はなくなっている。非公開会社が総務役を設置しないことを選択した場合、総務役が通常行う職務をだれかほかの人が行う必要が生じる。

総務役を明文で要求する定款をもつ非公開会社は、定款を変更しない限り引き続き総務役を設置しなければならない。2008年4月6日以前に設立された会社について、総務役自身がまたは総務役が関与して執行または承認すべき事項を定めた規定、あるいは総務役の任免に関する規定があるとしても、これは総務役を明文で要求する規定のある定款にはならない。

### 3.4.1 選任と退任

会社総務役は自然人（人間）でも法人でもよい。

会社の設立時において、書式 IN01 に会社総務役として記載された人が最初の会社総務役になる。その後の選任は、2006年法または会社の通常定款の関連規定にしたがって取締役に より行われる。総務役の選任届は、選任から14日以内に会社登記所に提出しなければならない

ず、総務役になった人はその届出の中で総務役としての職務執行への同意を明確に示さなければならない。

会社総務役の選任は、株主の承認なしに会社取締役によって終了させることができる。

### 3.4.2 会社総務役の役割と責任

#### 3.4.2.1 役割

会社総務役の役割に関係する分野は3つある。すなわち取締役会、会社、および株主である。それらに関して、会社総務役は次の行為を行う。

##### 3.4.2.1.1 取締役会

- 適正な取締役選任手続きを確保する
- 取締役に対し個別におよび全体として、細かい実務的サポートやガイダンスを与える
- 取締役会および委員会のメンバー全員の情報収集を支援する
- 良い統治に必要な水準を守ることができるように記録保存を容易にする
- 取締役会の注意を必要とする問題を提起する

##### 3.4.2.1.2 会社

- すべての関連のある法律上規制上の要件の順守を確保し、会社の具体的な事業利益が考慮されるよう確保する
- 取締役会の決定が適切に実行され伝達されるように手配することによって企業戦略の実行を促進する
- 企業倫理と良い統治の問題について社内でガイダンスとアドバイスを与える

##### 3.4.2.1.3 株主

- 適切な場合には株主と連絡を取り、株主の利益にしかるべき配慮が払われるように確保する

- 特に企業統治の問題に関して、機関投資家やその他の株主に対して主要なコンタクト・ポイントの役割を果たす

#### 3.4.2.2 責任

会社総務役は、会社の統治と管理において中心的な役割を果たす。2006年法は総務役の職務または責任を具体的に定めていないが、総務役の多くの職務は、会社総務役が会社の役員であり、したがって2006年法の各種の規定を守らなかった場合、訴追されるという事実から推定できる。

会社の役員として会社総務役は会社により犯された違反行為に刑事責任を負う恐れがあるという点は注目に値する。

会社総務役の権限と責任の範囲は会社ごとに相当異なるが、ふつう次のことについて責任を負う。

- 会社の定款、会社法、および適用される倫理綱領によって取締役課された制限や責任について取締役にサポート、情報、アドバイスを与える
- 株主や従業員の利益も含めて、会社全体の利益を保護する
- 債権者や地域社会のようなその他の者の利益を代表する

会社総務役の責任と職務の範囲は、会社の規模や事業の種類のような要因に左右される。

### 3.5 透明性と説明責任

企業は、株主に一定のレベルの説明責任を果たすために、取締役会と経営陣の役割と責任を明確にし、公表すべきである。また、会社の財務報告の完全性を独立に検証し保護するための手続きを実施すべきである。組織に関する重要事項の開示は、すべての投資家が明確な事実情報を入手できるようにするために、タイムリーでバランスがとれている必要がある。

### 3.6 リスク管理

#### 3.6.1 取締役会

取締役が企業の戦略と方針をコントロールし、委任された権限の行使を監視する責任を果たすことができるように、また個々の取締役がそれぞれの個別の責任分野について報告で

きるように、取締役会 (board meetings) は定期的を開催することが重要である。

すべての取締役会には会長 (a chair) がいる必要がある。会長の職務は、取締役会招集の目的となった事業に適切な注意が向けられるように会議を行うこと、出席者が意見を述べられるようにすること、および取締役会で下された決定が十分に全体としての取締役会の意見を反映するようにすることである。また、会長が議題を決定することも非常に多く、その権限により議事録を承認することもある。

取締役会は、取締役の決定に応じて非公式に招集してもよいし、正式に招集してもよい。取締役会の招集は、特別な手続きが会社の定款に定められていれば、それに従う。定款に特別の規定がなければ、通常、以下の手続きが適用される。

(i) 取締役はひとりでも、総務役は取締役の要請を受けて、取締役会を招集することができる。総務役は、1人または複数の取締役の要請がない限り、取締役会を招集することはできない。

(ii) 取締役会の通知に関して取締役の間で合意された標準的な手続きがない場合、取締役それぞれに開始日時と場所を記した合理的な取締役会開催の通知を送らなければならない。通常の場合、7日前までに通知する。

(iii) 通知は、各取締役および取締役会に出席しない旨を表示した取締役にも送らなければならない。

(iv) 取締役会で行われる事項の一般的な説明を通知に記載するべきである。

すべての手続きについて記録を保存するべきである。取締役会の行為は会社の定款によってほとんど定められる。なぜならば、取締役に業務処理のために集まり、適切と考える方法で会議を行う権限を与えるのは定款だからである。取締役会の頻度は、会社および事業の必要性次第である。非公開会社の取締役会は、取締役会の注意が必要となる事項が生じた時に開催される。

### 3.6.1.1 定足数

定足数が取締役会に出席していない場合、取締役会は開催できない。通常の場合、定款で取締役は業務を処理するのに必要な定足数を決定することを認められている。もし定足数が定款に決められていなければ、2006年法により定足数は2人である。

ビデオリンクや電話で出席することを認める規定を定款に入れることを検討してもよいかもしれない。そのようにすれば、定足数の要件は扱いやすくなると思われる。

### 3.6.1.2 取締役会における手続き要件

通常、取締役会の行為は非公式であり、会長の全般的指示および定款に定められた特別な規則に従って行われる。通常、決定は多数決による。

### 3.6.1.3 記録、議事録、決議

通常、会社の定款には、その当時において取締役会の開催通知を受ける権利のある取締役全員によって署名された書面による決議は、しかるべく招集された取締役会において可決された決議に代えることができる旨の規定がある。これは、通常、たとえば突然の緊急案件が生じ、しかも取締役を直ちに取締役会に招集することができない場合のように、やむをえない必要がある場合に利用される。

取締役会に出席した取締役それぞれの署名を得るために出席表を作成する必要がある。取締役会で必要とされた場合に備えて、定款、最新の業務報告や計算書類、その他の重要な会社の文書のコピーを利用できるようにしておくべきである。取締役会において、総務役は欠席の理由を報告し、遅刻早退を記録しなければならない。これらは議事録に記録しなければならない。

取締役会の後、議事録の草案を取締役会でとったノートをもとに作成しなければならない。議事録 (minutes) の目的は、決定事項を記録することである。この場合、総務役は議事録に取締役の実際の発言を記録してはならない。議事録は製本された本形で保存してもよいが、通常はルーズリーフ式の文書の形で保存される。取締役会に代わる署名された決議書は議事録に綴じ込まなければならない。

## 3.7 2010年贈収賄禁止法 (Bribery Act 2010)

### 3.7.1 贈収賄

贈収賄 (Bribery) とは「いかなる人であれ、公的な職にある人が、またはかかる人に対して、その職務行為に影響を与え、廉直と清廉の周知の規則に反して行為するように仕向けるために、不当な報酬を受領または提供すること」である (ラッセル「刑法」(第12版1964

年 Stevens 書店))。

贈収賄禁止法は 2010 年 4 月 8 日に女王の裁可を受け、まもなく施行される予定である。

### 3.7.2 主な規定

同法は以下の犯罪行為を規定している。

- 贈賄
- 収賄

また以下の新しい犯罪行為も導入する。

- 外国の公務員への贈賄
- 商業組織が贈収賄を防止しなかったこと（「法人犯罪」(“Corporate offence”)といわれる)

#### 3.7.2.1 法人犯罪 (Corporate offence)

新しい法人犯罪については多くのコメントや関心が商業組織から寄せられた。贈収賄禁止法の規定によれば、商業組織に関係する人が、その組織のために取引または取引上の利益を獲得または保持しようとして意図して、賄賂を贈った場合、当該商業組織は犯罪を犯したことになる。この行為は国の内外を問わず犯罪となり、事実上無過失責任となる犯罪行為 (a strict liability offence) である。

したがって、現在では贈収賄で捕まった者の雇用主は、たとえ贈収賄を黙認していなくても、さらには贈収賄を知りさえしなくても、その行為に対して責任を問われることがある。

ただし、贈収賄禁止法は、商業組織が贈収賄を防止することを目的とした十分な手続き (*adequate procedures*) を整備していたことを証明できれば、抗弁を認めている。したがって、「十分な」(‘adequate’) とは厳密には何かという点はこれから検証されなければならない。

### 3.7.2.2 違反に対する刑罰およびその他の結果

新しい犯罪を犯したことに対する刑罰は、罰金 (fines) と拘禁刑 (imprisonment) である。

贈収賄禁止法による刑罰だけではなく、贈収賄で有罪とされた会社は、2006 年公共契約規則 (the Public Contracts Regulations 2006) により公共部門の入札から恒久的に排除されるおそれがある。組織が収益を公共部門の契約に頼っている場合には、これは潜在的に非常に深刻な事態である。

また企業は、贈収賄禁止法による犯罪で訴追された場合、逆宣伝効果により引き起こされる損害を認識する必要がある。

したがって、何もしないことは英国企業にとって利益となる選択肢ではない。その規模にかかわらず、すべての組織が影響を受けることになる。

### 3.7.3 企業組織にとっての実際的な意味

会社は、現在の贈収賄防止体制の全面的見直しを行い、現在の手続きあるいは検討中の手続き案が贈収賄禁止法のもとで十分であるかどうかについて弁護士の助言を求める必要がある。

いずれにせよ、すべての会社は以下のことを行うべきである。

- 直接であれ間接であれ、組織的にであれ組織のためにであれ、いかなる形態の贈収賄も禁止すること
- 贈収賄に対抗するための制度の実施に注力する
- 贈収賄を防止するための社内手続き (もしあれば) の十分性を見直す
- スタッフの研修制度を整備し、手続きの説明書をスタッフおよびコンサルタントに配布する。これらを雇用契約およびサービス提供契約に組み込むことを検討し、違反があった場合には雇用主が雇用や契約を終了させることができるようにする。
- 公共部門の契約でよく使われる贈収賄禁止条項と同一の標準的な条項を取引契約の中に記載することを検討する



- 第三者との協定を結ぶ前に、デューディリジェンス (due diligence) を行う
- 支払い処理の間、十分なチェックが行われるよう確保する
- 社内でまたは公に贈収賄の申立てがなされた場合、その申立てをどう処理するかを理解しておく

比較的規模の大きい会社は、現在の贈収賄防止の制度と手続きの見直しを考慮したほうがよいかもしれない。それにはおそらく次のような事項が含まれる。

- 価値観の表明
- 倫理綱領
- 詳しい方針と手続き。たとえば、贈答品、接待、手土産品 (facilitation payments)、社外のエージェントやアドバイザーの審査、陳情および政治的寄付に関する方針など。
- リスク管理の導入または改善。たとえば、定期的な法令順守の監査など。
- 贈収賄禁止法に関する研修制度と指導制度の設立。
- 内部統制制度の導入
- 監視制度
- 新しい手続きを導入後、それらの手続きの順守の監視および執行を確保すること
- 従業員による会社の贈収賄行為の防止を促進するために、明確な内部告発手続き (whistleblowing procedures) を整備するように確保すること

### 3.7.4 企業統治に対するこれからの変更点

#### 3.7.4.1 金融サービス機構

英国政府は、現在の形態の金融サービス機構 (the Financial Services Authority (FSA)) の廃止を含めて、英国の金融サービス規制体制の大きな変更を公表した。

総選挙前に、保守党は、金融の安定のために三者体制 (金融サービス機構、大蔵省、およびイングランド銀行からなる) を廃止し (金融サービス機構の廃止を含む)、健全性規制権限 (prudential regulatory powers) をイングランド銀行に移す意思を公表した。

しかし、連立政権は連立合意や施政方針演説で意思を明確にしなかった。

2010年6月16日のマンション・ハウスでの演説で、ジョージ・オズボーン財務相は、三者体制を廃止するつもりであり、その結果、金融サービス機構は現在の形では存在しなくなると発表した。その代わりに、政府は2012年末までに次のような新しい機関を設立する予定である。

- **健全性規制機構 (The Prudential Regulation Authority (PRA))**。これは、イングランド銀行の子法人になる予定である。PRAは、銀行、投資銀行、住宅金融組合および保険会社などの金融機関の健全性規制に責任を持つことになる。イングランド銀行自身もマクロ的な健全性に関する新しい規制権限を与えられる。
- **消費者保護市場機構 (The Consumer Protection and Markets Authority (CPMA))**。これは消費者にサービスを提供する金融機関の行為を規制する。CPMAは、小売部門であるか卸売部門であるかを問わず、すべての企業の取引行為に責任を負う。
- **金融政策委員会 (The Financial Policy Committee (FPC))**。これはイングランド銀行の委員会になる予定であり、経済および金融の安定に影響するマクロ的問題を検討すること、およびそれに応じた行動をとることに責任を負う。政府は立法に先立って2010年秋に暫定的なFPCを設置する予定である。
- **重大経済犯罪庁 (A serious economic crime agency)**。これは、現在多くの政府省庁によって遂行されている機能を引き受けて、重大な経済犯罪に取り組む

政府は、議会の夏期休会前に、その提案に関する諮問文書を公表する予定である。

#### 3.7.4.2 統合綱領

企業統治に関する統合綱領 (The Combined Code on Corporate Governance) は、英国の上場企業にとって企業統治に関する勧告の鍵となる源である。これは良い統治 (good governance) に関する原則から成り立っており、そのほとんどはさらに詳細な規定を備えている。

この原則は次の分野を扱う。

- 取締役
- 取締役の報酬
- 説明責任と監査
- 株主との関係
- 機関投資家

統合綱領は、英国上場機構（the UK Listing Authority）により上場を認められ、英国で設立された会社に適用される。これにはロンドン証券取引所で株式が取引されている会社が含まれる。

統合綱領の現行版は2008年6月版であり、これは（2008年6月29日から）2010年6月29日までに開始される報告期間の間、上場会社に適用される。現行版は英国企業統治綱領（the UK Corporate Governance Code）に置き換えられる予定である。

#### 3.7.4.2.1 英国企業統治綱領

2010年5月28日、財務報告評議会（the Financial Reporting Council (FRC)）は、英国企業統治綱領（the UK Corporate Governance Code）（以下、「企業統治綱領」という。）に関する諮問とそれに加えられた改訂に関する報告とともに、統治綱領の最終版を公表した。

統治綱領は、会社が英国で設立されたか英国外で設立されたかにかかわらず、優良上場（a premium listing）をしたすべての会社に適用され、報告時期は2010年6月29日から始まる。

統治綱領の次の見直しは2013年になる予定である。

#### 3.7.4.3 英国受託者監督責任綱領と積極的株式保有

積極的株式保有（active share ownership）とは、会社に対して株主への関心をもたせるために株主がその権限を使用することである。これは、英国の上場企業の統治のための規制枠組みにおいて鍵となる要素である。

取締役が株主あるいは実質的株主（年金受給者、保険契約者および単位型投資信託の購

入者など)の利益のために最善の職務を果たしていないと株主が判断し、また法律により株主に議決権その他の権利が与えられている場合、株主は行動を起こすことを期待される。機関投資家の議決権の比重は相当あり、そのため機関投資家の議決権行使のあり方は高い水準の企業統治を維持する際に非常に重要である。

英国受託者監督責任綱領 (the UK Stewardship Code) は、英国の上場企業に対する積極的株式保有と受託者監督責任 (stewardship) の重要な改善に寄与することができる。

英国受託者監督責任綱領の最終的な条文は、「英国受託者監督責任綱領の実施」 (“Implementation of the UK Stewardship Code”) に関する文書とともに、2010年7月2日に公表された。

受託者監督責任綱領は、英国上場会社と関係を持った場合の機関投資家にとっての適正な行為を定め、株主への長期的な収益を改善し、不適切な戦略判断による壊滅的な結果のリスクを減少させ、企業統治の効率的な実行を援助するために、会社と機関投資家との間の対話を促進することを目的としている。

#### 4. 外国会社

次に、英国で取引を行いたいあるいは英国に進出したりしたいとの希望を持つ海外企業の話題に移る。以下では設立、届出要件、規制および解散について述べる。

##### 4.1 英国事業所

英国事業所 (UK establishment) とは、広く支店 (branch) または営業所 (place of business) と定義される。支店の明確な定義はない。しかし、営業所は会社が定期的に事業を行っている場所である。

###### 4.1.1 英国における取引

英国で取引を行うことを希望する外国会社にとってひとつの選択肢は、英国事業所を登記することである。これは、会社が2009年外国会社規則 (the Overseas Companies Regulations 2009) を遵守しなければならないということの意味する。外国会社規則は、会社が英国内に持っている事業所を登記するための要件を規定し、一定の会計上の要件と報告書を提出する要件を課している。この選択肢はひとつの選択肢に過ぎず、次の選択肢のほうが特定の必要性に適しているのではないかという点を検討する必要がある。

#### a. 代理人選任

代理人を選任することを選んだ会社は、英国事業所を登記しなければならないという規制上の負担あるいは会社を設立するという負担を回避することができる。しかし、さらに本格的に英国に進出したいと思った場合に、代理人は会社の要件を満たしていないこともある。

#### b. 子会社の設立

会社は子会社を設立することを選ぶこともできる。しかし、これは規制上の負担を大きくする。会社が他に子会社を保有していなければ、初めて子会社を設立したことによって企業グループとしての計算書類を提出するという要件が適用されることになるかもしれない。また、設立手続きも経なければならない。

### 4.1.2 登記

外国会社が英国事業所を開設してから 1 ヶ月以内に、外国会社は書式 OS IN01 の会社に関する事項と当該事業所を登記所に登記しなければならない。これには設立の詳細、会社の社名と取締役、および英国事業所の詳細が含まれる。

### 4.1.3 英国事業所の基本規約

書式 OS IN01 には、また基本規約と、場合によっては会計情報を記載しなければならない。会計上の要件については後に述べる。

提出しなければならない基本規約は次の事項を記載する。

- 会社の基本定款と通常定款の認証謄本。原本が英語以外の言語である場合には、認証英訳を添付する。
- 会社の最新の計算書類の謄本。原本が英語以外の言語である場合には、(要求があれば) 認証英訳を添付する。

認証謄本 (certified copy) とは、会社の総務役または取締役、常任の代表者、会社管理人、会社管理レシーバー、または清算人により正確であると認証され証明された謄本である。

認証翻訳 (certified translation) とは、正確な翻訳であると認証された翻訳を意味する。これは、会社の役員、常任の代表者、送達を受ける権限を与えられた人、会社管理人、会社管理レシーバー、または清算人のような適切な人によって認証されなければならない。

#### 4.1.4 情報届出の要件

外国会社は、登記のために提出した当初の情報に変更があった場合には、その変更を会社登記所に届け出なければならない。これには以下の点に関する変更が含まれる。

- 会計上の要件、または取締役や総務役の会社代表権の範囲のような会社情報
- 英国事業所の名称、住所、または事業活動
- 取締役、総務役、または送達を受領する権限もしくは会社を代表する権限を与えられた人の詳細
- 会社の基本規約
- 英国で登記された社名またはその他の名称の変更

外国会社は、英国事業所に関する事項の変更届を、変更から 21 日以内に会社登記所に提出しなければならない。

## 4.2 会社の計算書類

外国会社が提出しなければならない計算書類は、その会社が本国法（その会社が設立された国の法）により会計書類を作成し開示する必要があるかどうかによる。手数料は、会社登記所に会計書類を提出する英国事業所を保有する外国会社にかかる。

### 4.2.1 本国法により書類作成と開示の必要がある会社

会計書類には、以下の情報を含む説明を添えなければならない。

- 当該計算書類が作成された根拠となる立法、および（監査が必要な場合）監査された根拠となる立法
- 計算書類が一般的に受け入れられている会計原則（Generally Accepted Accounting Principles）により作成されたかどうか、およびその原則を発表した組織

- 計算書類が監査されたかどうか、監査された場合、一般的に受け入れられている会計基準（Generally Accepted Auditing Standards）により監査されたかどうか、およびその基準を公表した組織
- 監査されていない場合、会社が計算書類の監査を受ける必要があるかどうか。

会計書類およびそれに伴う説明を期日までに会社登記所に提出しないことは犯罪であり、3ヶ月の提出期間の末日以前に取締役だったすべての人がこの犯罪を犯したことになる。

#### 4.2.2 本国法によれば書類作成と開示の必要のない会社

本国法によれば会計書類を作成し開示する必要がない外国会社もあるかもしれない。しかし、そのような会社でも会社の計算書類を作成し、それに署名し、それを会社登記所に提出する義務を負う。計算書類の要件には以下のものがある。

- 事業年度の算定（通常は12ヶ月）、会計基準期間、および会計基準日
- 会社の本国法にしたがって、個別にまたはグループとして外国会社の計算書類を作成しなければならない。
  - 計算書類は取締役会の承認を受け、取締役会を代表して一人の取締役が会社の貸借対照表に署名しなければならない。
  - 会社の取締役は、該当する会計基準期間の終わりから13ヶ月以内に計算書類を会社登記所に提出しなければならない。ただし、それが当該会社の最初の会計基準期間である場合は、この限りではない。

### 4.3 外国会社に対する規制

#### 4.3.1 概観

外国会社を対象とする規制には3つある。

- 2009年外国会社規則（The Overseas Companies Regulations 2009）  
この規則は、英国に事業所を開設しようとしている外国会社に関する単一制度をさだめたものである。この規則はこうした外国会社に会計上の要件を課し、情報開示および契約の締結と履行を規制する。
- 外国会社（文書作成および担保登記）規則（The Overseas Companies (Execution of documents and Registration of Charges) Regulations）

これらの規則は、登記された英国事業所をもつ外国会社に適用される。

- 2009 年社名および営業名（雑則）規則（The Company and Business Names (Miscellaneous Provisions) Regulations 2009)

これらの規則は、登記された英国事業所をもつ外国会社に適用される。

#### 4.3.2 情報開示の要件

2009 年外国会社規則は、英国で事業を行う外国会社に情報開示の要件を定めている。たとえば、営業所に掲示する必要がある情報、および事業にかかわる通信やウェブサイトに表示しなければならない項目などの開示要件である。

英国で事業を行うすべての外国会社は、以下の場所に社名と設立国が掲示されるように確保しなければならない。

- 会社に代わって書類の送達を受け取る権限を与えられたすべての人の住所
- 外国会社が事業を行っている英国内のすべての場所。ただし、以下の場所は除く。
  - 主に居住のために使用される場所
  - 当該会社に関して選任された清算人、会社管理人の営業地

会社が社名と設立国を掲示する必要がある場合、会社は、その掲示が継続して掲げられ、訪問者が容易に見ることができるように確保しなければならない。

英国で事業を行う外国会社は、英国で事業を行う際に文書が使用される場合、以下の文書については、すべてに社名を記載しなければならない（以下のリストは網羅的ではない）。

- ビジネスレター
- 通知およびその他の公式発表
- 発注書
- 会社によりまたは会社に代わって署名される様式の小切手
- 領収書
- 信用状
- そのほかすべての形式のビジネス用の通信文と文書
- ウェブサイト



さらに、外国会社が、その通信文のいずれかに取締役の氏名を記載する場合には、その会社の取締役全員の氏名を挙げなければならない。

#### 4.4 倒産、清算および閉鎖

##### 4.4.1 倒産

外国会社が英国事業所を持ち、英国外の法律にもとづいて清算されることになった場合、外国会社は会社登記所に「外国会社清算届」(‘Notice of winding up of an overseas company’)を送付しなければならない。

清算またはその他の倒産手続きの性質によっては、会社登記所にさらに届出をする必要がある。その届出は以下の通りである。

- 清算人 (liquidator) の選任

会社の清算人として選任された者は、以下の情報を記載した「選任届」(‘notice of appointment’)を提出しなければならない。

- 氏名と住所
- 選任の日付
- 清算人の権限のうち、一般法または会社の基本規約から生じるもの以外の権限の説明。

- 清算以外の倒産手続き (Insolvency proceedings)

会社が清算以外の倒産手続きに服する場合、会社は会社登記所に届出を出さなければならない。

##### 3.4.2 閉鎖

外国会社が、会社登記所に登記された英国事業所を閉鎖する場合、「閉鎖届」(‘notice of closure’)を提出しなければならない。この届出が会社登記所に登記されれば、会社にはそれ以上当該英国事業所に関して書類を提出する義務はない。

## 付録

## 1. 非公開有限責任会社、公開有限責任会社、英国事業所の相違点

相違点	非公開有限責任会社	公開有限責任会社	英国事業所
<u>社名</u>	「非公開有限責任会社」（またはその略称）またはウェールズ語で同等の意味を持つ語句をつける	「有限責任」（"limited"）（またはその略称）またはウェールズ語で同等の意味を持つ語句をつける	設立国の法律にもとづいた社名、または英国で事業を行うための別の名称
<u>株式資本</u>	株式資本に定められた上限または下限はない。ただし、「ゼロ」であってはならない。	GBP 建てまたはユーロ建てで、最低 5 万ポンドの払込み済み株式資本。	親会社の株式資本
<u>株式の割当て</u>		額面価額の少なくとも 4 分の 1 およびプレミアム全額が払い込まれない限り、株式を割り当てることはできない。  一定の例外はあるが、公開会社は現金以外の対価で株式を発行することはできない。	株式の割当ては、会社の本国法の要件に従っていないなければならない。
<u>株式の消却</u>		資本から自己株を買い入れまたは消却してはならない。	株式消却は本国法の要件に従っていないなければならない。
<u>株主</u>	最低 1 人の株主	最低 2 人の株主	株主の人数は本国法の要件に従っていないなければならない。
<u>取締役</u>	最低 1 人の取締役	最低 2 人の取締役	取締役の人数は本国法の要件に従っていないなければならない。
<u>会社総務役</u>	不要	1 名の会社総務役が必要	会社総務役を置く要件は本国法に

		さらに、取締役は、会社総務役の職務を果たすのに必要な知識と経験を持つと思われる人を会社総務役に選任するという要件。	準拠する。
<b>議決</b>	<p>書面決議に同意した構成員の必要な多数、または構成員の会議で行われた投票のいずれかにより決議を可決できる。</p> <p>非公開会社は、以下を除きすべての決議を書面決議で可決することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 取締役の罷免決議</li> <li>• 監査役の罷免決議</li> </ul> <p>これらの決議は総会で可決される必要がある。</p>	<p>構成員の会議（年次総会でもよい）で行われる投票によってのみ決議を可決できる。</p> <p>書面決議を可決することはできない。</p>	総会を開催する要件は会社の本国法に準拠する。
<b>計算書類</b>	<p>該当する会計基準期間の末日から 9 ヶ月。</p> <p>中小企業に略式の計算書類を提出することを認める規定を利用できる。</p> <p>総会を開催しなければならないという要件がないので、会社計算書類を構成員に提出する必要なし。</p>	<p>該当する会計基準期間の末日から 6 ヶ月</p> <p>完全な計算書類を会社登記所に提出しなければならない。</p> <p>総会で年次計算書類を構成員に提出しなければならない。</p>	外国会社が提出しなければならない会計書類は、その会社が本国法において会計書類を作成し開示する必要があるかどうかによる。
<b>総会</b>	年次総会を開催する必要はない。	事業年度の間に開催される会議のほかに、	総会を開催する要件は会社の本国

	議決権の 90% 以上の多数があれば、直ちに総会を招集することができる。	事業年度末から 6 ヶ月以内に年次総会を開催する必要がある。  95%以上の多数があれば、総会を直ちに招集できる。 これは、 <b>全員一致</b> が必要な場合、公開会社の年次総会には適用されない。公開会社の年次総会の通知には、その会議が年次総会であることを記載しなければならない。	法に準拠する。
<u>株式の公募</u>	公募することは禁止されている。	公募を行うことができる。ただし、2006 年会社法の関連規定および(上場されていれば) 上場規則、また目論見書が必要ならば、目論見書規則も守らなければならない。	会社が株式を公募できるかどうかは会社の本国法による。
<u>事業の開始</u>	設立証書を受け取り次第、直ちに事業を開始できる。	会社登記官から取引証書を受け取ったときによりやく事業を開始できる	英国事業所を開設できるが、開設から 1 ヶ月以内に、会社登記所に書式 OS TN01 を提出しなければならない。
<u>立法</u>	2006 年会社法	2006 年会社法、および上場、非上場にかかわらず、公開会社は「企業買収および合併に関するシティー・コード」( the City Code on Takeovers and Mergers) に従う。 (これのひとつの意味は、会社の売却が困難になるということである)	準拠法は設立地すなわち本国の法律である。しかし、英国事業所は 2006 年会社法および外国会社規則を守らなければならない。

## 付録

## 外国会社: 文書チェックリスト

このチェックリストは、英国事業所を登記するときに提出しなければならない情報および文書の内容を示すものである。

## 2. 最初の登記項目

- 書式 OS IN01 - この書式で求められる情報には以下のものが含まれる。
  - 外国会社の社名
  - 外国会社の法的形態
  - 登記される外国会社は、その登記の事実および登記番号を特定しなければならない。
  - 以下の事項を含む当該外国会社の取締役および総務役のリスト
    - 個人の場合
      - 氏名
      - 旧姓。ただし、16歳以前に変更されもしくは使われなくなった場合、または変更されもしくは使われなくなってから21年以上経過した場合を除く。
      - 送達用の住所
    - 取締役についてはさらに以下の事項が必要である。
      - 普段の居住地住所（ただし、送達用住所と同じ場合は不要。この場合、その旨の記載のみでよい。）
      - 国籍
      - 居住国
      - 職業（もしあれば）

- 誕生日
- 取締役または総務役が法人または法人組織の企業である場合
- 法人名または企業名
- 登記された事務所または主たる事務所
- 欧州経済領域外の会社については、外国会社または外国企業の法的形態、および準拠法、また、場合によって、その登記と登記番号
- 当該外国会社における取締役と総務役の代表権限。単独で行為できるか、共同で行為しなければならないかについての説明を添付する。

### 3. 英国事業所に関する事項

英国事業所に関する事項には以下のものが含まれる。

- 英国事業所の住所
- 開設日
- そこで行われている事業
- 事業所の名称が外国会社の社名と異なっている場合には、その名称。(普通、事業所の名称は外国会社の社名と同じであるが、しかし、別の名称が登記されている場合、その名称がすべての点について当該会社の社名として扱われる (2006 年法第 1048 条 (3))。
- 英国事業所に関して外国会社に代わって書類の送達を受け取る権限を与えられた人で英国に居住しているすべての人の氏名と送達用の住所。または、そのような人物はいない旨の説明。
- 英国事業所に関して常任の代表者として外国会社を代表する権限を与えられたすべての人のリスト。それには以下の項目が含まれる。
  - 氏名
  - 旧姓

- 送達用の住所
- 普段の居住地住所（ただし、送達用住所と同じ場合は不要。この場合、その旨の記載のみでよい。）
- 常任代表者のリストに載ったすべての人の権限の範囲。単独で行為できるか、共同で行為しなければならないかについての詳細など。

#### 4. 届出書とともに提出すべき書類

届出書には以下の書類を添えなければならない。

- 外国会社の基本規約（たとえば、設立免許状、制定法、基本定款、通常定款など）の認証謄本。原本が英語以外の言語である場合には、認証英訳を添付する。
- 当該会社の本国法で計算書類を提出する必要がある場合、最新の計算書類の認証謄本。原本が英語以外の言語である場合には、認証英訳を添付する。
- 登記手数料。現在 20 ポンド。